

東日本大震災で被災した中小零細企業等の 二重債務問題の解決のために

(2011年6月23日 金融労連中央執行委員会)

1. 3月11日に発生した東日本大震災は、①被災地域が広範囲に及んでいること、②大津波によって住民生活を支える、あらゆる生活基盤を喪失した自治体、地域が多数存在する被害の深刻さ、③地震・津波に加えて原発事故という「三重」災害となっていること、④被災地域で日本のものづくりを支えてきた部品や素材の生産が停滞し日本全体の経済活動に影響が生じるという間接被害の大きさ、⑤被災地域の高齢者比率の高さ、などの特徴があります。

復興に向け、被災者・企業支援のために、これまでの金融行政にとらわれない思い切った政策が求められています。

2. 被害の大きい岩手・宮城・福島3県の沿岸部や原発事故による避難地域の39市区町村だけでも、金融機関の融資残高は中小企業向けが1兆4300億円、住宅ローンが9400億円といわれています（金融庁調）。津波で住宅や店舗、工場設備など全てを失いながら、借金だけ残った被災者・企業からは、せめて「マイナスからではなくゼロからの出発」ができるようにしてほしい、との切実な声が上がっています。

このような地域以外でも、設備の損壊や売上げ減などで、多くの中小零細企業が資金繰りに苦しんでいます。

返済が困難なため、リスケジュール（条件変更）を行っている企業向け融資や住宅ローンも既に1万件を超えたと報道され（企業向けは約5000件、住宅ローンなどの個人向けは約5100件）、東北3県の地方銀行8行分だけでも猶予額は数千億円に上るとみられます。

3. 企業や個人ともに再出発には新たな資金が必要ですが、残された債務が事業・生活再建の足かせとなっています。地域金融機関としても、被災者・企業に対してリスケジュールには応じていますが、債務の減免については経営に大きな影響を及ぼします。なかなか再建の見通しが立たないなか、既存融資に加えて新たな融資をすることにも困難性があります。

被災と経営状況の実情にあわせて債務の減免を行なうためには、個別の金融機関任せにするのではなく、国の支援と金融業界全体の支えが必要です。

4. 地域の復興にあたって、地域の特性を一番熟知している地域金融機関の存在は欠か

すことができません。地域金融機関は「地域経済の健全な発展に貢献する」という社会的使命をもち、「地域とともに生まれ、育ってきた」存在です。

長年にわたって地域の中小零細企業や個人と取引を重ねてきた地域金融機関は、その経験とつながりを生かし、被災地・被災者の立場にたった、きめ細かい金融支援を行なうことが可能です。

震災によって地域経済が深刻な打撃を受けた今こそ、地域金融機関の役割発揮が求まってなく求められています。

被災した中小零細企業（個人事業主を含む）の将来に展望がもてる生活・事業支援のため、被災地域金融機関がその金融機能を十分発揮できるよう、金融労連では、二重債務問題の解決について、以下の通り提言するものです。

<既存債務の買い取りについて>

1. 既存債務が再出発の足かせにならないよう、被災の実情に応じた債務の減免を行うことが求められています。債務の免除について、今だされている民主党案などでは、「再生が可能」な先の債務について、「買い取り機関」を通じて行うとなっていますが、これでは、一部の企業だけを支援するものになりかねません。頑張って再出発を図ろうと考えている、多くの中小零細企業や住宅ローン等の利用者をふるい落としとしていくものです。

再生の意欲のある中小零細企業や生活再建をめざす被災者を1件でも多く支援するため、選別するのではなく、あくまで被災の実情に応じて、債務の減免は行うべきと考えます。

2. 債務の減免を行うためには、個別金融機関の力だけでは困難です。金融機関自体が被災企業であり、国と金融業界全体の支援が必要です。とくに大規模被災地域を地盤とする地域金融機関への大きな支援が求められます。

そこで、預金保険機構が金融機関から被災債権を買い取って、債務の免除を行う次の方策を提案します。

- ① 金融再生法第53条で預金保険機構がRCC（整理回収機構）に委託して、健全金融機関からも資産を買い取る仕組みがありましたが（2005年3月末で終了）、これを復活させ「被災債権」を買い取れるようにする。
- ② 買い取り価格は、簿価をベースとする。
- ③ RCCは、被災の実情に応じて、債務の減免を行う。

3. 金融機能強化法による資本注入では、結局、全体として返済負担の軽減程度にとどまり、債務免除は限定的なものとなりかねません。金融機関への注入資本の返済免除が合併などとの引き替えになっている以上、金融機関が広く債務免除を実施して、経営を悪化させることにはためらいも予想され、債務免除を個々の金融機関の判断に任せるのでは不公平が生じます。公的機関での対応がどうしても必要です。

また、既存債務がなくなっただけでは、新たに出発はできません。免除と合わせ、新たな資金供給がなくてはなりません。中小零細企業が「あきらめず、融資を受けて経営を再建しよう」と立ち上がれるよう借入れがしやすく、地域金融機関も貸しやすい制度が必要です。信用保証協会の100%保証で、国や自治体の利子補給で長期の低利融資や、数年間は無利子・元本返済も猶予するような制度が求められます。

<財源について>

1. 広く債務免除を行うためには、一定の財源が必要です。保険等でカバーされている債権もあり、実際にどれぐらいの買い取り費用が必要となるか不明ですが、国民負担の発生を最小限に抑えるため、財源についても預金保険機構を活用した基本的に金融業界全体で負担する枠組みを提案します。

預金保険制度は保険事故（破綻）があったとき、預金者の預金を一定額まで保護するもので、金融機関から対象預金に一定の料率を掛けて保険料を徴収しています。そのような制度であるため、保険事故が起きたときにしか使えないものですが、預金保険料と併せ「震災対応拠出金」というようなものを全金融機関から納付してもらい財源に充てるようにします。全てを国に求めるのではなく、大震災被災支援のための金融機能発揮を金融業界全体で支え、金融の安定化を図ることは、全ての金融機関のためにもなるものであり、財源を各金融機関からの拠出に求めることには妥当性があると考えます

公的資金は、新規借入れをしやすく、また金融機関が貸しやすくするため、利子補給や100%保証などのため使い、既存債務の問題は金融業界全体が支えて解決することが必要と考えます。

2. 預金保険の対象預金は現在、約800兆円ですが、0.02%程度の拠出金料率を設定すれば、年間1600億円程度となります。5～10年の間、各金融機関が拠出を行えば合計1兆円規模の財源ができます。

なお、預金保険の一般勘定は嘗ての破綻処理のため繰越損失を抱えていましたが、

11年3月末には数百億円の黒字に転化しました。11年度の保険料は7000億円弱になると見込まれており、保険料率の引き下げが検討課題になっています。現在、実効料率は0.084%（決済性預金0.107%、その他預金0.082%）ですが、新たに納付する拠出金料率程度引き下げれば、実質的に金融機関の負担が増えないようにすることも可能です。

預金保険機構・一般勘定の推移

（単位：億円）

年度	被保険預金残高	収入		支出	差引剰余金	責任準備金 (年度末)
			保険料収入			
03	6,272,579	7,427	5,221	2,300	5,126	△34,938
04	6,345,046	6,565	5,293	1,397	5,167	△29,770
05	6,435,077	7,401	5,377	2,180	5,221	△24,549
06	6,469,378	7,547	5,404	2,324	5,222	△19,326
07	7,239,476	7,035	5,666	1,486	5,548	△13,777
08	7,673,645	8,286	6,116	3,613	4,672	△9,105
09	8,053,280	7,005	6,411	632	6,372	△2,732

（「預金保険機構年報」09年度版から作成）

- * 参考として、アスベスト対策のため、労災保険適用事業場が労災保険料とは別に、一般拠出金として0.05/1000を納付している例があります（アスベストに関わりの大きい事業場は加えて特別拠出金を納付）。労災保険料は労働災害に対する給付に充てられるものですが、この拠出金は労働災害の給付の対象にならない近隣住民などのアスベスト被災者への医療費等救済費用に充てるため、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、全ての労災保険適用事業場が一律の拠出金率で負担しているものです。